

ニコニコ訪問看護ステーション重要事項説明書

令和6年6月1日現在

1. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。また、事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉関係者と綿密な連携を図ります。

2. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)名称	医療法人社団 博英会
代表者氏名	理事長 金子 大成
所在地	福島県西白河郡西郷村字道南東 11 番地
連絡先	TEL 0248-24-3111 / FAX 0248-24-3113

3. 事業所の概要

事業所名称	ニコニコ訪問看護ステーション
管理者氏名	緑川 万里子
所在地	福島県西白河郡西郷村字下前田東5番地1 大松ビル2階
連絡先	TEL 0248-31-2626 / FAX 0248-31-2603
介護保険指定番号	福島県指定 0762890044
通常事業実施地域	白河市・西白河郡

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ※ただし、国民の祝日、8/14～8/16、12/31～1/3を除く
営業時間	8時30分～17時30分 ※木曜日と土曜日は、8時30分～12時30分まで
緊急時の連絡体制	電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。 0248-31-2626(携帯電話090-2022-7199へ転送されます)

5. 訪問看護の内容

- (1) 病状・全身状態の観察
- (2) 医療処置の実施及び指導(吸引・酸素吸入・カテーテル管理・内服指導・褥創処置等)
- (3) 看護、介護技術の実施と相談、指導(洗髪・清拭・入浴・排泄・体位保持等)
- (4) 栄養、食事療法に関する相談、指導等
- (5) リハビリテーションの実施と相談、指導
- (6) 介護用品の紹介や工夫の仕方と実践
- (7) 生活環境の調整と指導
- (8) かかりつけ医師との連絡調整及び報告
- (9) 行政機関やサービス、他施設等に関する情報提供や調整
- (10) その他、医師の指示による処置と、介護に関する相談

6. 事業所の職員体制

職 種	勤 務 体 制	職 務 内 容
管理者(看護師)	1名(常勤・看護職と兼務)	職員の指導監督業務の統括・看護師業務
看護職員	3名以上(常勤・非常勤)	訪問看護の実施・記録・報告
理学療法士等	1名以上(非常勤)	リハビリテーションの提供

7. 利用料金

◇ 介護保険

※利用者の負担額は、1割または一定以上の所得のある方は2割・3割の負担となります。

(1) 基本料金【訪問看護費】

	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314円	628円	942円
30分未満	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	1,128円	2,256円	3,384円
理学療法士等による訪問 (20分/1回の場合)	294円	588円	882円

(2) 基本料金【介護予防訪問看護費】

	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303円	606円	909円
30分未満	451円	902円	1,353円
30分以上1時間未満	794円	1,588円	2,382円
1時間以上1時間30分未満	1,090円	2,180円	3,270円
理学療法士等による訪問 (20分/1回の場合)	284円	568円	852円

(3) 各加算等の料金

※以下の加算料金は、1割負担の場合の自己負担金額です。

- ① 「特別地域訪問看護加算」 基本料金の15%を加算
- ② 「中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算」 基本料金の 5%を加算
- ③ 准看護師が訪問看護を行った場合 基本料金の90%の金額
- ④ 理学療法士等が1日に3回以上の訪問看護を行った場合 基本料金の90%の金額
理学療法士等が1日に3回以上の訪問看護を行った場合(介護予防のみ) 基本料金の50%の金額
- ⑤ 理学療法士等が利用開始月から12月を超え訪問看護を行った場合(介護予防のみ) 5円の減額
- ⑥ 早朝・夜間又は深夜の訪問看護を行った場合
 - 「早朝加算」(6時～8時) 基本料金の25%を加算
 - 「夜間加算」(18時～22時) 基本料金の25%を加算
 - 「深夜加算」(22時～6時) 基本料金の50%を加算

⑦ 「複数名訪問看護加算Ⅰ」	30分未満	254円
	30分以上	402円
「複数名訪問看護加算Ⅱ」	30分未満	201円
	30分以上	317円
⑧ 「長時間訪問看護加算」(1時間30分以上)	1回につき	300円
⑨ 「緊急時訪問看護加算(Ⅰ)」	1月につき	600円
⑩ 「緊急時訪問看護加算(Ⅱ)」	1月につき	325円
⑪ 「特別管理加算Ⅰ」	1月につき	500円
「特別管理加算Ⅱ」	1月につき	250円
⑫ 「ターミナルケア加算」(介護予防を除く)	死亡月	2,500円
⑬ 「初回加算(Ⅰ)」	1月につき	350円
「初回加算(Ⅱ)」	1月につき	300円
⑭ 「退院時共同指導加算」	1回につき	600円
⑮ 「看護・介護職員連携強化加算」(介護予防を除く)	1月につき	250円
⑯ 「看護体制強化加算」(介護予防のみ)	1月につき	100円
「看護体制強化加算Ⅰ」(介護予防を除く)	1月につき	550円
「看護体制強化加算Ⅱ」(介護予防を除く)	1月につき	200円
⑰ 「サービス提供体制強化加算Ⅰ」	1回につき	6円
⑱ 「サービス提供体制強化加算Ⅱ」	1回につき	3円
⑲ 「専門管理加算」	1月につき	250円
⑳ 遠隔死亡診断補助加算	1回につき	150円
㉑ 業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1を減算	
㉒ 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1を減算	
㉓ 口腔連携強化加算	1月につき	50円

◇ 医療保険

※利用者の自己負担額は、「以下料金表の金額」の1割又は2割又は3割となります。

基本 の 額	1 訪問看護基本療養費(Ⅰ)
	イ 保健師、助産師又は看護師による場合(ハを除く。)
	(1) 週3日目まで 5,550円
	(2) 週4日目以降 6,550円
	ロ 准看護師による場合
	(1) 週3日目まで 5,050円
	(2) 週4日目以降 6,050円
	ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア及び褥瘡ケア、又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 12,850円 月に1回を限度
	二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合 5,550円 週に3日を限度
	2 訪問看護基本療養費(Ⅱ)(※同一建物居住者に限る)
イ 保健師、助産師又は看護師による場合(ハを除く。)	
(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 5,550円	
② 週4日目以降 6,550円	
(2) 同一日に3人以上	
① 週3日目まで 2,780円	
② 週4日目以降 3,280円/日	
ロ 准看護師による場合	
(1) 同一日に2人	

	<p>① 週3日目まで 5,050円/日 ② 週4日目以降 6,050円/日</p> <p>(2) 同一日に3人以上 ① 週3日目まで 2,530円 ② 週4日目以降 3,030円</p> <p>ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア及び褥瘡ケア、又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 12,850円 月に1回を限度</p> <p>ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合 (1) 同一日に2人 5,550円 (2) 同一日に3人以上 2,780円</p> <p>3 訪問看護基本療養費(Ⅲ) 8,500円</p> <hr/> <p>訪問看護管理療養費 1日目:7,670円 2日目以降:訪問看護管理療養費1 : 3,000円 訪問看護管理療養費2 : 2,500円</p>
加算の額	<p>別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合 「難病等複数回訪問加算」</p> <p>イ 1日に2回の場合 4,500円/日 同一建物内1人 同一建物内2人 4,500円/日 同一建物内3人以上 4,000円/日</p> <p>ロ 1日に3回以上の場合 8,000円/日 同一建物内1人 同一建物内2人 8,000円/日 同一建物内3人以上 7,200円/日</p> <hr/> <p>看護師等が緊急に訪問看護を実施した場合 「緊急訪問看護加算」</p> <p>イ 月14日目まで :1日につき 2,650円を加算 ロ 月15日目以降 :1日につき 2,000円を加算</p>
	<p>長時間にわたる訪問看護を行った場合 「長時間訪問看護加算」 週1日を限度として 5,200円を加算 (別に厚生労働大臣が定める利用者の場合は週3日を限度として)</p>
	<p>6歳未満の乳幼児に対し訪問看護を行った場合「乳幼児加算」 超重症児または準超重症児、別表7(末期がん、進行性筋ジストロフィーなど) 別表8(在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅酸素療法指導管理など)の患者 1日につき 1,800円</p> <p>ほか 1日につき 1,300円</p>
	<p>訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族の同意を得て、指定訪問看護を行った場合 「複数名訪問看護加算」</p> <p>イ 看護師等と同時に行う場合(週1日を限度) 4,500円/日 同一建物内1人 同一建物内2人 4,500円/日 同一建物内3人以上 4,000円/日</p>

ロ 准看護師と同時に行う場合(週1日を限度) 同一建物内1人 同一建物内2人 同一建物内3人以上 ハ 看護補助者と同時に訪問看護を行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く 週3日を限度) 同一建物内1人 同一建物内2人 同一建物内3人以上 ニ 看護補助者と同時に行う場合(別に厚生労働大臣が定める場合に限る) (1) 1日に1回の場合 同一建物内1人 同一建物内2人 同一建物内3人以上1日に3回以上 (2) 1日に2回の場合 同一建物内1人 同一建物内2人 同一建物内3人以上 (3) 1日に3回以上の場合 同一建物内1人 同一建物内2人 同一建物内3人以上	3,800円/日 3,800円/日 3,400円/日 3,000円/日 3,000円/日 2,700円/日 3,000円/日 3,000円/日 2,700円/日 6,000円/日 6,000円/日 5,400円/日 10,000円/日 10,000円/日 9,000円/日
利用者又はその家族等に対して、24時間の対応体制にある場合 「24時間対応体制加算」 イ 24時間対応体制における看護業務負担軽減の取り組みを行う場合 月1回に限り ロ イ以外の場合	6,800円を加算 6,520円を加算
夜間(18時～22時まで) 又は早朝(6時～8時まで)に訪問看護を行った場合 「夜間・早朝訪問看護加算」 深夜(22時～6時まで)に訪問看護を行った場合 「深夜訪問看護加算」	2,100円を加算 4,200円を加算
利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 「特別管理加算」 月に1回を限度として ※特別な管理を必要とする利用者のうち重症度等の高いものとして、別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者については、	2,500円を加算 5,000円を加算
都道府県または市町村等へ利用者の訪問看護状況等を情報提供した場合 「訪問看護情報提供療養費1」 月1回に限り 保育所等へ利用者の訪問看護状況等を情報提供した場合 「訪問看護情報提供療養費2」 各年度1回に限り 保険医療機関等へ利用者の訪問看護状況等を情報提供した場合 「訪問看護情報提供療養費3」 月1回に限り	1,500円を加算 1,500円を加算 1,500円を加算
看護師等が、利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施しターミナルケアを行った場合 ※在宅又は特別養護老人ホーム等(看取り介護加算等算定者を除く)で死亡した場合 「訪問看護ターミナルケア療養費1」 ※特別養護老人ホーム等(看取り介護加算等算定者)で死亡した場合 「訪問看護ターミナルケア療養費2」	25,000円を加算 10,000円を加算
保険医療機関又は介護老人保健施設等に入院中又は入所中の方が退院又は退所に当たり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、主治医又は職員と共同し、在宅での	

療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合 「退院時共同指導加算」 退院又は退所につき1回に限り 8,000円を加算 (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回に限り加算可) ※別に厚生労働大臣が定める状態等にある場合には、「特別管理指導加算」として、更に2,000円を加算
保険医療機関等と文書による情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合 「在宅患者連携指導加算」 月1回に限り 3,000円を加算
関係職種がカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合 「在宅患者緊急時等カンファレンス加算」 月2回に限り 2,000円を加算
喀痰吸引等に関して介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合 「看護・介護職員連携強化加算」 月1回に限り 2,500円を加算
退院支援指導を要する者として保険医療機関から退院するに当たって、退院日に当該保険医療機関以外において療養上必要な指導を行った場合 「退院支援指導加算」 退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われた際に、6,000円を加算
訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円(月1回)

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ◇日常生活に必要な物品 | 実費相当額 |
| ◇死後の処置料 | 11,000円 |
| ◇通常事業実施地域である市町村の境界から片道おおむね 10km未満 | 550円 |
| ◇通常事業実施地域である市町村の境界から片道おおむね 10km以上 | 1,100円 |

8. 利用料金の支払い方法

◇1カ月単位とし、当月分を翌月10日以降の訪問日に集金し領収書を発行いたします。

9. 緊急時・事故発生時における対応

看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他事故が発生した時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じます。

10. 高齢者の虐待防止への対応

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、虐待を防止するための職員に対する研修の実施やその他虐待防止のために必要な措置は、同法人の施設と合同で行います。
また、サービス提供中に、当該事業所職員又は介護者(利用者の家族等高齢者を現に介護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11. 身体拘束等の原則廃止

身体拘束などの適正化のために、会議の開催、指針整備、研修など定期的な実施は、同法人の施設と合同で行います。

12. 感染症や非常災害の発生時の対応

利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。

13. ハラスメント対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりをめざします。また、利用者やその家族が職員に対して行う、暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

14. 相談・要望・苦情等の窓口

担当者	管理者： 緑川 万里子
電話番号	0248-31-2626
受付対応時間	営業時間内

※当事業所以外に、市町村及び国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に申し出ることができます。

15. 秘密保持

事業所の職員は、業務上知り得た利用者や家族等の情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。このことは、契約終了後も同様です。

16. その他

◇訪問時間は、移動により早い場合と遅れる場合がありますので、ご了承下さい。

◇訪問日程(曜日・時間)の変更をお願いする場合があります。

事前に相談致しますので、ご協力をお願いいたします。

当事業所は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者及び身元引受人に対して、ニコニコ訪問看護ステーション重要事項説明書に基づいて必要な説明をしました。

令和 年 月 日

事業所 ニコニコ訪問看護ステーション
介護保険指定番号 0762890044 (福島県指定)

住所 〒961-8051
西白河郡西郷村字下前田5番地1

管理者
氏名 緑川 万里子 印

説明者
氏名 _____

私は、本書面に基づいてニコニコ訪問看護ステーションから重要事項説明を受け、その内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者
住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人
住 所 _____

氏 名 _____ 印